

令和5年白老町議会第1回定例会9月会議会議録（第4号）

令和5年9月15日（金曜日）

開 議 午前10時00分

閉 会 午後 0時25分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 第 5 議案第 2号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 4号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 9 議案第 6号 財産の取得について
- 第10 報告第 7号 令和5年度定期監査（公営企業会計）の監査結果について
- 報告第 8号 令和5年度定期監査（工事監査）の監査結果について
- 報告第 9号 令和5年度定期監査（学校監査）の監査結果について
- 報告第10号 例月出納検査の結果報告について
- 第11 報告第11号 教育行政事業執行状況報告書（令和4年度対象）の提出について
- 第12 報告第12号 専決処分の報告について
（令和5年度白老町一般会計補正予算（第6号））
- 第13 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
 - 認定第 1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - （1）令和4年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - （2）令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （3）令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - （4）令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - （5）令和4年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （6）令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第 2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定について
 - 認定第 3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 - 認定第 4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定について
 - 報告第 1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

- 報告第 2号 令和4年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第14 発議第 3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第15 意見書案第 7号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）
- 第16 意見書案第 8号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）
- 第17 意見書案第 9号 学校給食の無償化を求める意見書（案）
- 第18 意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
- 第19 委員会所管事務調査の報告について
（議会運営委員会）
（総務文教常任委員会）
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第20 政策研究会の調査報告について
（人口減少に対応する政策研究会）
- 第21 諸般の報告
（要望書等の配付）
- 第22 閉会について

○会議に付した事件

- 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 2号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について
- 議案第 3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 6号 財産の取得について
- 報告第 7号 令和5年度定期監査（公営企業会計）の監査結果について
- 報告第 8号 令和5年度定期監査（工事監査）の監査結果について
- 報告第 9号 令和5年度定期監査（学校監査）の監査結果について
- 報告第10号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第11号 教育行政事業執行状況報告書（令和4年度対象）の提出について
- 報告第12号 専決処分の報告について
（令和5年度白老町一般会計補正予算（第6号））

特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

認定第 1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

- (1) 令和4年度白老町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和4年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第 3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

認定第 4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定について

報告第 1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第 2号 令和4年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

発議第 3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

意見書案第 7号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）

意見書案第 8号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

意見書案第 9号 学校給食の無償化を求める意見書（案）

意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

委員会所管事務調査の報告について

（議会運営委員会）

（総務文教常任委員会）

（産業厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

政策研究会の調査報告について

（人口減少に対応する政策研究会）

○出席議員（13名）

1番 久保一美君

2番 吉谷一孝君

3番 貳又聖規君

4番 佐藤雄大君

5番 西田祐子君

6番 前田博之君

7番 森哲也君

8番 大淵紀夫君

10番 小西 秀延 君
12番 長谷川 かおり 君
14番 松田 謙吾 君

11番 及川 保 君
13番 氏家 裕治 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

3番 貳又 聖規 君
5番 西田 祐子 君

4番 佐藤 雄大 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大塩 英男 君
副 町 長	古俣 博之 君
副 町 長	竹田 敏雄 君
教 育 長	安藤 尚志 君
総 務 課 長	高尾 利弘 君
企 画 財 政 課 長	増田 宏仁 君
政 策 推 進 課 長	富川 英孝 君
町 民 課 長	久保 雅計 君
健 康 福 祉 課 長	渡邊 博子 君
子 育 て 支 援 課 長	齋藤 大輔 君
高 齢 者 介 護 課 長	山本 康正 君
経 済 振 興 課 長	工藤 智寿 君
農 林 水 産 課 長	菊池 拓二 君
建 設 課 長	瀬賀 重史 君
上 下 水 道 課 長	舛田 紀和 君
学 校 教 育 課 長	鈴木 徳子 君
消 防 長	後藤 悟 君
消 防 予 防 課 長	本間 等 君
病 院 事 務 長	村上 弘光 君
代 表 監 査 委 員	野本 裕二 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本間 力 君
主 幹	小山内 恵 君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、貳又聖規議員、4番、佐藤雄大議員、5番、西田祐子議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、第1回定例会9月会議の運営に関する件であります。

町長の提案に係るものとして、令和5年度の一般会計補正予算に係る専決処分の報告1件の追加提出がありました。

担当課長からの報告の説明を受け、報告第12号は本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告について

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

- 議長（松田謙吾君） 大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

- 町長（大塩英男君） 令和5年白老町議会第1回定例会9月会議の最終日に当たり、喫緊で報告すべき案件につきまして行政報告を申し上げます。

町立病院改築事業についてであります。本事業につきましては、8月会議において関係予算の可決をいただき、9月5日付でプロポーザル選定事業者であるフジタ・久米設計・岩倉建設・岩崎組特定建設工事共同企業体と白老町立国民健康保険病院改築1期工事並びに監理業務委託に係る契約を締結し、翌9月6日から本体工事に入る前の準備工事に着手しているところであります。今後につきましては、9月26日に起工式を執り行い、本格的に工事をスタートさせるとともに、令和7年5月中の新病院開院に向けて社会情勢を注視しつつ、スケジュール管理を徹底しながら全力で取り組んでまいります。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わります。

◎議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、議1―1をお開きください。議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,896万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億3,008万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 5番、西田祐子です。13ページの町議会議員選挙経費について、13万2,000円です。これにつきましては、事務事業委託として有権者の送迎業務委託料として試験的に行うとされておりますけれども、具体的にどこの場所に行かれて、また町民への案内はどうなっているのかなどの具体的内容についてお伺いしたいと思います。

また、投票箱を持って行って投票を促している場所もあるのですが、今回こういうふうにした理由などをお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今回実験的な取組ということで、各地でいろいろな投票率向上のための取組ということをしているという中で、白老町も道議会議員選挙だとか町議会議員選挙もございましたけれども、低迷しているという状況の中で取組を進めたいということで今回

補正予算を上げさせていただきました。内容といたしましては、具体的な部分ですけれども、こちらについては1.5キロ以上投票所までかかる地区を中心にというところで7投票所で10ルート用意しております。具体的に申しますけれども、虎杖浜臨海区から虎杖浜生活館ですとか、あと竹浦コミュニティセンターにはパークゴルフ場のところだとか富士の湯のところ辺りというところでは、それと、あとほかには萩野児童館ですとか萩野公民館、これはバーデン町内会ですとか石山の岩倉団地というところを具体的に回っていくということでございます。

あと、町民への案内なのでございますけれども、それぞれ該当地区の町内会の会長に個別に状況を確認しながら案内をかけているというようなことをしていくということでございまして、あと広報にも載せますけれども、基本的には地区がある程度限定されているので、その町内会長等と協力いただきながら周知を図っていくという考え方でございます。

それと、ほかの地区では期日前投票を各地でやったりですとか、投票所を拡大したりだとかという取組もございましてけれども、現状そういった部分はなかなか人員の関係ですとか、いろいろ準備というか、体制的な問題もございまして、そちらについてはまずは足の確保が困難な方というところの部分での投票率の向上を目指すという考え方で進めているという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 10ルートということなのでございますけれども、何台で動いているのか聞きそびれたのでございますけれども、それとデマンドバスというのですか、今白老町で運行していますけれども、日曜日はやっていないのでございますけれども、こういう投票日の日はデマンドバスを動かすとか、そういうことは考えなかったのでしょうか。今回は取りあえず実験的にやられるということなのでございますけれども、そういうことも含めて町民の方々も選挙に投票に行けるような状況、そして投票率を上げられるようにぜひ今後も頑張ってお努力していただければありがたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 西田議員がおっしゃるように、私どももデマンドバスを活用してということでも当初は考えました。それで、交通事業者と打合せをした中で結果的にはジャンボバス2台で進めるということを進めておりますけれども、体制だとか、人数だとか、今回は実証的な部分もございまして、そちらの状況を見ながら今後台数の拡大が必要なのかどうかということも含めて投票率の向上とか選挙へ行く人の利便性の向上を図っていくことを考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 19ページの中学校施設整備事業、関連で質問したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（松田謙吾君） はい。

○6番（前田博之君） 熱中症対策についてです。先般決算委員会でも話がありましたけれども、まだ厳しい残暑が残っておりますけれども、この夏は全国的に異常とも言える暑さで事故も多発しておりました。この冷涼な白老町においても厳しい暑い夏となってきましたけれども、

そこでお聞きしますけれども、町内小中学校での校内、教室、校外活動等での暑さ対策と効果及び課題についてお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校における熱中症対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

今年度は特に暑さの厳しさが今までとは違うということを実感していることと、通常でありますと夏休み明けは大体気温が落ち着いてくる中で、今回は夏休み明け、子供たちもなかなか生活リズムが整わない中で暑さがずっと続いていたということで、実際に実は児童生徒も具合が悪くて早く帰るですとか、救急搬送された生徒も1名おりました。今やっている学校の対応としては保健室にスポットクーラーが2台、これはコロナが始まったときにマスク生活で暑さの対応ということで入れていたこと、それから扇風機をかなりそれぞれの学校で対応していたこと、それから網戸の部分もかなり増やして入れたということで令和2年度ぐらいから対応はしておりました。今年については保健室でスポットクーラー2台常設を常に動かしている状況で、子供たちが休み時間の合間にそこに涼みに来ると言ったら変なのですが、涼んでいくというような状況がありました。それから、授業においては暑さ指数を見て体育の授業を外でやるのをやめるですとか、部活動を控えるですとか、それから下校時間を繰り上げて帰すですとか、学校によっては家庭でお子さんが一人になることが危ないということで逆に下校時間を繰り上げず、学校で安全を保障して帰すとか、学校ごとでそれぞれのご家庭の状況を見ながら、それぞれ校長たちが判断して対応していたという状況になります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） それぞれの学校で対策を練ったということは理解しました。

それで、一歩進んで提案というか、予防というか、あるのですけれども、ますます温暖化が進むと思います。当然もっと暑くなると思う。先般教育長はこの対策について夏季休暇のことを言っていましたけれども、夏季休暇のことは別として、暑さ対策として来年度というか、端的に言いますけれども、小中学校にクーラーというのか、今はエアコンという言葉があります。冷房装置というのか、安価な部分もあると思います。そういうものをぜひ考えるべきではないかと思います。それで、胆振、日高管内でも苫小牧市、伊達市、厚真町は導入していますし、今日の新聞によると日高町、えりも町も早急に検討したいと、こう言っていますので、幼稚園等もそうなのだけれども、今日はここだから小中学校で言いますけれども、小中学校の児童に対しても学力向上と言っていますので、そういう環境の中で提供して勉学あるいは体育とか、それぞれ活発にできるようにぜひ考えるべきだと思います。

本当はこういうことは言いたくないのだけれども、町長は子供は宝だと言っていますので、本来は苫小牧市、伊達市、厚真町が入れる前に、白老町も町長になったばかりだからぱっと判断して入れればもっと政策効果はあったと思うのですけれども、その辺も含めて、今年はいいいのか分からないけれども、来年度以降これから予算要求が始まりますので、その部分でぜひ検討していただけないかと、こう思いまして質問しています。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 熱中症対策の在り方についてご質問いただきました。さきの決算審査でソフト面についてはご指摘のとおりいろんな工夫をしておりますけれども、やはりソフトだけでは対応できない暑さだと思っております。最終的にはハード面の充実といえますか、そこは必要になると。ただ、これは一定限財政出動がございますので、今ここでどういう形でということまではお話を申し上げることはできませんけれども、いずれにしても来年子供たちが安心して、安全で学んだり、学校生活を送れるような環境づくりについて、これから町長とも相談させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 子供たちの環境の冷房設備の関係のご質問でございます。今年の夏は本当に全国的に異常気象というようなことで、そして前田議員からもお話があったように本町は夏は涼しいというのが特徴だったのですけれども、ちょっと調べたのですけれども、去年は真夏日、30度は本町においてゼロでした。今年は、調べたのですけれども、11日間30度を超える日がありました。こういった気候変動を踏まえますと、子供たちの学びの環境というのをしっかりと整備していかなければならないということで、冷房設備等々については必要なものと捉えております。そういったことではこれから具体的に学校現場の声も聞いて、どのようにやっていったらいいかということは、具体的な手法についてはきちんと今後考えていきたいと思っております。

さらには、各市町村の動きというものも前田議員からご指摘があったのですけれども、今週の月曜日、9月11日の日に北海道町村会で小中学校、保育園も含めた中で国に補助の関係の要望活動も実際に行っております。ですから、これは全国的なというか、全道的な取組ということで私もしっかりと捉えておりますので、まずは子供たちの学びの環境をしっかりと整えるということが重要だと捉えておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議2-1、議案2号でございます。特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月1日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和5年11月30日限り、その効力を失う。

次のページ、議2-2をお開きください。議案説明でございます。特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例の制定について。白老町立国民健康保険病院において、条例に基づかない手当の支給及び給与支払い、不適切な会計処理などが明らかになり、町民の皆様にご不快な思いやご心配、ご迷惑をおかけし、町民の信頼を損なったこと責任を重く受け止め、令和5年10月1日から11月30日までの2か月間における担当副町長の給料を10%減額する措置を講ずるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のもの給与の減額に関する条例

白老町副町長事務分担規程（平成27年訓令第10号）第2条の規定により町立病院を分担する副町長の給料月額、令和5年10月1日から同年11月30日までの間において、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和43年条例第8号）第3条の規定にかかわらず、同条別表第1に規定する給料月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同条別表第1に規定する額とする。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議3-1、議案第3号でございます。白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月1日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則です。施行期日、第1条、この条例は、令和5年12月14日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。令和5年6月14日付空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律により、国の責務に関する規定が追加されたことから、引用している規定の条ずれに対応するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表 抜粋 1 町長の附属機関				別表 抜粋 1 町長の附属機関			
名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期	名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期
白老町空家等対策協議会	次に掲げる事項に関する協議	略	略	白老町空家等対策協議会	次に掲げる事項に関する協議	略	略

	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 (2) 略				(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 (2) 略		
--	---	--	--	--	---	--	--

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第4号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間消防予防課長。

○消防予防課長（本間 等君） 議4―1をお開きください。議案第4号 白老町火災予防条

例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月1日提出。白老町長。

以下、条文にあっては朗読を省略させていただきます。

議4-3をお開きください。附則、施行期日、1、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

次の第2項から第4項の経過措置につきましては、説明を省略させていただきます。

議4-4をお開きください。議案説明でございます。令和5年5月31日付消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、規制対象となる蓄電池設備を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量を用いて区分するほか、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとし、火災予防上必要な措置の見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○白老町火災予防条例 (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のもの</u>にあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全</p>	<p>○白老町火災予防条例 (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、</p>

<p>出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>雨水等の侵入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワーセル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としな</u> <u>いことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、</p>	<p>分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の侵入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたもの</u> <u>にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの</u> <u>を除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u> <u>は、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、</p>
---	---

第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届けなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備

(14)～(15) 略

別表第3 (第3条～第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条～第21条関係)

種類		離隔距離(センチメートル)				
		入力	上 方	側 方	前 方	後 方
(以下 略)						
厨 房 設 備	気 体 燃 料 外 の 燃 料	開放式	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
燃 料	不 開 放 式	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
上 記 に 分 類 さ れ な い も の	略	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略

(注1)～(注12) 略

備考1～3 略

第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届けなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)～(15) 略

別表第3 (第3条～第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条～第21条関係)

種類		離隔距離(センチメートル)				
		入力	上 方	側 方	前 方	後 方
(以下 略)						
厨 房 設 備	気 体 燃 料 外 の 燃 料	開放式	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
燃 料	不 開 放 式	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
固 体 燃 料 外 の 燃 料	木 炭 を 燃 焼 す る も の	炭火焼き器	—	1	5	5
		略	略	0	0	0
		略	略	0		
燃 料	木 炭 を 燃 焼 す る も の	炭火焼き器	—	8	3	—
		略	略	0	0	0
		略	略			

	上記に	略	略	略	略	略	略
	分類さ	略	略	略	略	略	略
	れない	略	略	略	略	略	略
	もの						
(以下 略)							
(注1)～(注12) 略							
備考1～3 略							

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議5-1をお開きください。議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和5年9月1日提出。白老町長。

改正規定については朗読を省略いたします。

次のページ、議案説明をお開きください。後志広域連合が新たに当組合に加入することに伴

い、本規約別表（２）を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページに戻りまして、附則でございます。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 財産の取得について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第6号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議6―1をお開きください。議案第6号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年9月1日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、ノートパソコン、50台、モノクロレーザープリンター、5台。

2、取得予定金額、1,342万円。

3、取得の目的、役場職員用コンピュータ機器等の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、原田裕。

議6―2をお開きください。議案説明です。財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎報告第 7号 令和5年度定期監査（公営企業会計）の監査結果について

報告第 8号 令和5年度定期監査（工事監査）の監査結果について

報告第 9号 令和5年度定期監査（学校監査）の監査結果について

報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、報告第7号 令和5年度定期監査（公営企業会計）の監査結果について、報告第8号 令和5年度定期監査（工事監査）の監査結果について、報告第9号 令和5年度定期監査（学校監査）の監査結果について、報告第10号 例月出納検査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果を同条第9項の規定により、及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第7号、報告第8号、報告第9号及び報告第10号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第11号 教育行政事業執行状況報告書（令和4年度対

象)の提出について

○議長(松田謙吾君) 日程第11、報告第11号 教育行政事業執行状況報告書(令和4年度対象)の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員会教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 報告第11号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第12号 専決処分の報告について

(令和5年度白老町一般会計補正予算(第6号))

○議長(松田謙吾君) 日程第12、報告第12号 専決処分の報告について(令和5年度白老町一般会計補正予算(第6号))を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長(増田宏仁君) それでは、当日配付の追加議案になります。報告第12号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月15日提出。白老町長。

記書きであります。(5)、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

報12-2をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和5年8月30日専決。白老町長。

令和5年度白老町一般会計補正予算(第6号)。

令和5年度白老町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億1,111万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、4ページをお開きください。4ページの第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入、

5 ページの 2、歳出につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の 2 の歳出から説明をさせていただきます。8 ページ、9 ページをお開きください。9 款消防費、1 項 4 目災害対策費、(1)、災害対策経費 666 万 8,000 円の増額補正であります。去る 8 月 30 日、南からの湿った空気が本町上空に流れ込んだ影響により大雨警報が発令され、町内各地区において大雨による道路の冠水や路肩決壊などの被害が発生したことから、これらに対する災害応急作業の委託料 223 万 8,000 円、重機借り上げ料 168 万 9,000 円、災害復旧用の原材料費 274 万 1,000 円、計 666 万 8,000 円を計上するものであります。主な応急作業箇所についてであります。各地区における冠水処理のほか、社台二股線路肩決壊復旧、萩野朝霧 11 番通り路肩決壊復旧、虎杖浜北 1 番通り路肩決壊復旧など合計 14 か所の災害応急措置を実施したものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6 ページ、7 ページにお戻りください。21 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 666 万 8,000 円の増額補正であります。歳出総額に対する歳入の不足分を計上するものであります。

また、先ほど議決をいただきました補正予算（第 7 号）も含めた繰越金の留保額につきましては 1 億 6,389 万 8,000 円となります。

報告第 12 号の説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

13 番、氏家裕治議員。

○13 番（氏家裕治君） 13 番、氏家です。簡単にお聞きしたいのですけれども、今回は大雨による決壊箇所の応急処置ということで聞いていますが、今後決壊に関する本工事といいますか、しっかりとした決壊対策に対する工事の見込みというのはあるのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいまのご質問になりますけれども、あくまでも今回は災害で決壊した部分の応急的な措置となっております。本格的というか、あくまでも原形復旧が前提とした復旧になりますので、その点に対して今回工事をしております。そこをまたさらに補強するのですとか、そういった考えは実は今のところは持ってはございません。というのは、災害の発生する場所なのですから、通常道路パトロールとかで点検はしていますけれども、実際に災害が起こりそうな場所ではないようなところ、そういったところでの路肩の決壊とかが生じておりますので、そこを予防的に補強するとなると実際どこからどこまでやればいいのか、そういった部分もありますので、まずは通常の道路パトロール、そういった中で点検をしながら、災害が起きたときにもパトロールによって被害が拡大しないような、そういった対応を進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 13 番、氏家裕治議員。

○13 番（氏家裕治君） 13 番、氏家です。いつも大雨がくると決壊する場所というのは大体決まっていたりするものですから、今回はあまり聞き慣れない場所が決壊したりなんかしていま

すので、何かそこに原因があるのかと思ったりしたものですから、そういった原因究明も含めて今後パトロールを中心に取り組むということでもありますけれども、そういった原因もしっかり究明しながら取り進めていっていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 議員のおっしゃられたとおりに原因究明、それは確かに大切なことでございます。今回発生した雨なのですけれども、通常全町的に降るような雨で沢水が流れてくるですとか、そういった部分ではないところからも発生している水の流れもございまして、なかなか予測というのは難しいのですけれども、これまでの災害が発生した場所というのは記録として凶面の中で全て落としたりもしておりますので、そういったデータを積み重ねた結果を基に今後の対応は検討していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ほかなしと認めます。

報告第12号は、これをもって報告済みといたします。

ここで議長より報告いたします。ただいま報告済みとなった専決処分により、本日議決した議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第7号）は歳入歳出の総額等に変更が生じますので、議長の議事整理権で歳入歳出の総額等に所要の計数整理を行い、お手元に配付のとおり修正することといたしますので、ご了承願います。

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（松田謙吾君） 日程第13、認定第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定について、報告第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上8議案を一括議題に供します。

本件については、9月7日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会吉谷一孝委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

1、付託議案。

- (1)、認定第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。
- (2)、認定第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定について。
- (3)、認定第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。
- (4)、認定第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定について。
- (5)、報告第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。
- (6)、報告第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
- (7)、報告第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。
- (8)、報告第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

2、審査の経過。

令和5年9月7日再開の白老町議会第1回定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月12日、13日及び14日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

- (1)、認定第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。
 - ①、令和4年度白老町一般会計歳入歳出決算。
 - ②、令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
 - ③、令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
 - ④、令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
 - ⑤、令和4年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
 - ⑥、令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。いずれも、認定すべきものと決定。
- (2)、認定第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定について。
認定すべきものと決定。
- (3)、認定第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。
認定すべきものと決定。
- (4)、認定第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定について。
認定すべきものと決定。
- (5)、報告第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。
報告済みとすべきものと決定。
- (6)、報告第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
報告済みとすべきものと決定。
- (7)、報告第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(8)、報告第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告について何かご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに議案ごとの採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

認定第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、日本共産党、7番、森哲也議員、同8番、大淵紀夫議員。賛成9名、反対2名。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、6番、前田博之議員、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成9名、反対3。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第1号 令和4年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 令和4年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和4年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号から報告第2号、報告第3号及び報告第4号について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第2号、報告第3号及び報告第4号について一括して委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議3-2をお開きください。白老町議会会議規則の一部を改正する規則。

白老町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第85条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第85条の2 議員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末機に限る。以下この条において同じ。）を議場又は委員会室に持ち込み、会議において使用することができる。

2 議員の情報通信端末機器の使用については、第89条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、町長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

4 議長又は委員長は、第89条の規定に反する使用があった場合その他情報通信端末機器の使用に関し議事に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、使用の中止を命ずることができる。

5 この規則に定めるもののほか、情報通信端末機器の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発議 3—3 をお開きください。議案説明であります。議会の政策論議の活発化を図るため、政策資料等の閲覧のため議場へのタブレット端末機の持込みを可能とし、もってタブレット端末機の活用方策等における I C T 技術を考慮した議会活動を促進するため、本規則の一部を改正するものである。

新旧対照表は、下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 3 号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎意見書案第 7 号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー
エコノミー（循環型経済）の推進を求める
意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第 15、意見書案第 7 号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

12 番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環型経済）
の推進を求める意見書（案）

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボンニュートラル）や生物多様性の保全と活用への自然再興（ネーチャーポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニアエコノミー（直接型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラーエコノミーへの転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラーエコノミーへと、ライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

そこで国会及び政府に対して、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミーの実現を目指し、以下の事項について特段の取組を要望する。

記

1. 資源循環を促進するための制度や施設の整備

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器、再生可能エネルギー等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること

2. 動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及を促進

製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までの、ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること

3. 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設

建築物においても、スクラップ・アンド・ビルドというフロー型から、ストック型への移行が重要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること

4. 製品の長期利用等に資するビジネスやサービスの普及拡大

リファーマービッシュ品（再生品）の二次流通製品の製品安全担保等に関する環境を整備し、製品の適切な長期利用を促進するリコマース・ビジネス（中古品取引）を育成するとともに、製品の長期利用に資するシェアリング（共有）やサブスクリプション（期間利用）等のサービスの普及拡大を図ること

5. 地域や施設における資源循環の導入促進

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラーエコノミー（森林・木材循環経済）の実現や高齢化に伴い、大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること

6. より多くの古紙が回収・利用される環境の整備

紙の資源循環を一層推進するため、洋紙由来の古紙に加えて、段ボール等の板紙由来の古紙やこれまで焼却処分されていた未利用古紙の活用を促進するために、自治体が定める回収対象の古紙の範囲を拡大し、できるだけ多く古紙が回収・利用される環境を整備すること

7. 衣類の資源循環システムの構築

衣類の多くが有効利用されずに償却・埋立てされている現状に対して、衣類耐久性やリサイクルの容易性等を重視した衣類の循環配慮設計を積極的に進めると同時に、グリーン購入法を通じ、リサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用すること等で、衣類の循環市場を育成すること

8. 建設廃棄物のリサイクルの高度化

建設リサイクル法等を通じて建設廃棄物は約97%が再資源化されているものの、再資源化はダウンサイクルが中心であることから、水平リサイクル・アップサイクルへの転換を進め、量と質の両立を図ること

9. 自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進

企業が自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と、企業が自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して、算定基盤の創設等を率先して進めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第7号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環型経済）の推

進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第8号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第16、意見書案第8号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第8号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療の下にブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007—2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、エックス線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、国会及び政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の保険適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

記

1. 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること
2. ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、エックス線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第9号 学校給食の無償化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第17、意見書案第9号 学校給食の無償化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

学校給食の無償化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

学校給食の無償化を求める意見書（案）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。全国では、2021年5月1日現在で、小学校では99.7%、中学校では98.2%の公立学校において学校給食を実施されていることも、学校給食の重要性を示すものです。

こうした中、政府が公表した「子ども・子育て政策の強化について（試案）」において、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示されました。

憲法が定める「義務教育の無償」とは授業料だけでなく、1951年の政府の国会答弁においても学校給食費なども含めて広げていく趣旨が示されています。家庭の経済状況にかかわらず、子供の学び成長する権利を保障することは、社会全体の責任です。とりわけ、昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、学校給食の無償化は急がれるものです。

北海道では、2022年5月1日現在で、学校給食費の無償化を実施している市町村が40市町村あるものの、財政状況の厳しさから無償化の実施が困難な自治体も少なくありません。

よって、国会及び政府においては、学校給食の無償化を早期に実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 学校給食の無償化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第18、意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

4番、佐藤雄大議員。

〔4番 佐藤雄大君登壇〕

○4番（佐藤雄大君） 意見書案第10号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国会及び政府においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと
3. 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること
4. 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること
5. 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子供たちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること
6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、議会改革に関する事項（第5次議会改革）。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査結果。

本委員会は、令和2年定例会6月会議において「第5次議会改革の取組」について報告し、「議事機能の強化」、「監視機能の強化」、「政策機能の強化」、「広報広聴機能の強化」の4分野を柱に13の改革項目と人口減少に対応する政策研究に取り組むこととした。

第5次議会改革の計画は、令和5年3月をもって期間が満了したことから、その結果を次のとおり報告するものである。

調査経過。

（1）、第5次議会改革に当たって。

白老町議会は、平成10年から議会改革に取り組み、議会機能の充実を図りながら、町民に開かれた議会づくりを推進してきた。具体的には、全国初の通年議会制度の導入、広報広聴常任委員会の新設、自治基本条例による議会条項の制定などの制度改革をはじめ、一般質問の一問一答方式の採用、政策研究会の設置、議員倫理条例の制定など議員の規律や能力向上に努めてきた。

このたびの第5次議会改革においては、長年にわたる議会改革の経験を生かし、これまでの

取組を検証しながら課題や取組方法などについて各会派からの意見や改革項目の提案の取りまとめを適宜行い、特に計画期間中では、新型コロナウイルス感染症対策における議会運営の影響などを考慮し、優先項目や検討年次を変更しながら協議を重ねてきたところである。

(2)、第5次議会改革の実施結果について。

第5次議会改革は、「議事機能の強化」の検討から開始し、先進議会の導入事例を参考にするなど議員間の合意形成の在り方等を議論し、令和3年1月より自由討議実施要綱の試行運用を開始した。また、行財政運営の監視における二元代表制の在り方について再検証を行ったほか、現行の議会運営基準等について現状実態に沿って課題等を整理し必要な改正を行ったところである。

次に、コロナ禍における状況等を踏まえ「政策機能の強化」の検討を優先させ、政策議論の活発化を図るためタブレット型の情報通信端末機の導入に着手し活用方法等の検討を重ね、令和4年2月から各議員に情報通信端末機を貸与し試行運用を開始した。具体的な活用として、メールやスケジュール管理等の運用を開始したほか、情報通信端末機における取扱要綱の素案を作成し、今後の本格運用に向け一歩前進したところである。

また一方で、これまでも懸案事項であった「議員報酬の引上げ」について、コロナ禍での地域経済の状況を鑑み、第5次議会改革では開始当初から協議を保留としていたが、白老町特別職報酬等審議会の答申などを踏まえ、令和4年5月に本委員会で協議を再開することとした。この間の協議では、全国町村会議長会での調査研究資料などを参考に検討を進め、各委員からは議員報酬以外に「政務活動費」や「定数削減」についても検討すべきとの意見があった。しかしながら、限られた期間の中では合意形成を図るまでには至らず、任期中に方向性を示すことは困難となり、結果としては結論を見送る方向とするに至ったところである。

その他の検討項目においては、「監視機能の強化」は協議日程が整わず未実施となり、「広報広聴機能の強化」、「人口減少対応政策研究会」については各所管で取り組まれ、別紙「第5次議会改革取組結果」のとおりであるが、全体を通して引き続き検討を進めるものである。

(3)、今後の取組について。

議員は、町民に対する役割と責任を果たすための議会づくりを目指し、議会の在り方や議会の活性化の議論にとどまらず、政策形成機能や執行機関の監視機能などの機関競争への積極的な関わりが求められる。

そして、議会改革は、長い歴史の中で培ってきた制度・環境の中で、これまでも主題とする「町民に開かれた議会、そして信頼される議会を目指して」の実現、実行であることを再認識しなければならない。

昨今、町政運営全般における様々な課題においては、これからも議会の果たす役割は非常に重要であり、多様化する住民の意思を反映し住民に信頼される議会を目指し、引き続き議会改革を推進していくものである。

第5次議会改革の取組を改選後の議会運営に生かし、さらなる改善を図って一步一步前進することを期待する。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、白老町職員の人材育成について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、

6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

（1）、白老町職員の人材育成について。

本委員会は、白老町職員の人材育成について、担当課から説明を受けて、現状の取組、対策等を把握し、今後の在り方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告するものである。

（2）、地方公共団体を取り巻く社会状況の変化。

近年の人口減少や少子高齢化、都市部への人口集中の急速な進行によって、様々な課題が顕著化し、地域の実情としては高齢化に伴い、地域における医療や介護、移動手段の確保といった日常生活を支えるサービスの需要の増加、空き家問題や貧困問題などの複雑化、多様化する地域課題への対応など、行政サービスのニーズに変化が生じている。

町では、様々な分野で担い手が不足し、採用試験においてもこの10年間で受験者が減少しており、必要な人材を確保することが困難になることが予想されている。

採用される個人の観点では、「仕事」や「家庭・プライベート」に対する価値観の変化・多様化が進んでおり、柔軟な働き方・ライフスタイルを選択できるような社会が求められている。

また、日常生活に大きな変化をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、民間企業ではテレワークなどリモートサービスの活用・定着が進み多様な働き方が加速したが、地方公共団体ではデジタル化・オンライン化の遅れ、専門人材の不足など様々な課題が浮き彫りとなり、高度情報化の進展に伴い、地方行政のデジタル化及びDX推進を担う人材の確保や育成についても対策を講じることが求められている。

（3）、白老町におけるこれまでの人材育成と課題。

①、人材育成基本方針及び職員研修基本方針について。

町は、「しあわせを感じるまちの人づくり」を目指して、自ら考え、成長し、町民のために行動する職員を育成するため、平成19年4月に白老町人材育成基本方針を策定し、以後、地域を取り巻く情勢の変化の中で平成28年に改定している。基本方針では、人材育成の方向性や求められる職員像とその役割、必要な能力・姿勢など具体的な進め方を示している。

また、職員個々の人材育成と組織力の強化・組織目標の達成のため、令和4年3月に白老町職員研修基本方針を策定し、公務員としての使命感や倫理観、チャレンジ精神など6つの研修方針を定め、全庁を挙げて効果的な研修を実施するものとしている。

研修方法としては、自己啓発、職場内研修のほか、職場を離れて専門的・計画的に行う職場外研修や対話、討議を中心とした実践・参画型研修、国・北海道等への長期派遣研修となつて

いる。

これらの基本方針に基づき、業務上の課題を的確に認識しながら適正かつ効果的に業務を遂行していく職員を育成するため、年度ごとに研修計画を定めている。

②、人材育成の課題。

近年は、職員の若返りが進み、実務経験の少ない職員が増加している。しかしながら、各部署では業務量の増加による慢性的な人員不足となり、日常業務に追われ職場内での育成、指導の機会が希薄になる傾向がある。また、過去の新規採用の凍結や採用人数を抑制したことなどの影響から世代によって人数格差が顕著であり、中堅職員への業務の偏りが起こりやすく世代間継承に支障を来すなど若年層職員の人材育成にも影響を与えている。

さらには、昨今の職員採用における受験者数の減少から職員を確保することが困難になってきており、特に技術職などの専門職の確保はより顕著となっている。

(4)、白老町における今後の人材育成の取組の方向性。

①、人材マネジメントの視点の必要性。

町では、地方公共団体を取り巻く状況を鑑み、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理に取り組む中で、新しい行政課題に対応するために、必要な職員数を確保していかなければならないと捉えている。

しかしながら、持続可能な行政サービス提供体制を構築するためには、今後の少子高齢化の進行等を踏まえると、限られた人材を最大限に活用して課題解決に取り組む必要があり、民間企業等における人材を「マネジメント」する視点に立ち、総合的に進めていくことが必要と考えている。

②、今後の人材育成の推進に必要な取組について。

人材育成を推進する上で職員の持つ能力を最大限に引き出し、組織力向上につなげていくために必要となる要素を「人材確保」、「人材育成」、「適正配置・処遇」、「職場環境の整備」の4項目に分類し、有機的に結びつけながら今後の町の実情や行政需要の変化を踏まえ総合的に進める考えである。

(5)、委員会意見。

①、地方公共団体を取り巻く社会状況の変化について。

社会状況の変化の対応については、DX推進の必要性を踏まえつつ職員数や明確な作業軽減と町民メリット等の検証が重要である。

また、少子高齢化・人口減少化における実質的な業務量等の負担感は変わらず、多くの課題が山積する中であってデジタル化及びDX推進には期待しながらも現状の職場環境の改善を前提として取り組むべきである。

②、人材育成の課題について。

デジタル社会の中で生まれ育った若年世代には、潜在的にも急速に変化する時代に対応する能力が秘められ、特に多様化する社会の中であって若い人材の能力をいかに引き出すかが大切である。

一方で、職員は時期によって業務が多忙になることにより、特に若年世代には様々な業務課

題の責任や職場環境の影響等を考慮しなければならない、引き続き職員のメンタルケアが必要である。

また、人員不足の影響等により組織の停滞、硬直化が散見され、慢性的な状態になることが懸念されるため早期の改善が必要である。

人材育成基本方針の推進には、業務量のバランスと定員の適正管理が不可欠であり、定員管理計画との整合性を図りながら、徹底した職場実態の検証を行い、事務事業の見直し等、これまで以上に具体的な取組を早急に進めるべきである。

③、今後の人材育成の取組の方向性について。

日常業務において、ふだんから仕事に対する意識や組織目標を共有し、改めて公務員とは何か、何をすべき仕事かを考える根本的な教育と徹底した法令遵守の意識、かつ理解度を高めていくことが基本であり、特に世代間における認識のギャップの解消のためにも、OJT（職場内研修）を充実させ研修計画との連動性を強化すべきである。

また、若手職員のモチベーションを高める手段として各課からの事業提案などプレゼンテーションの場を設けるなどチャレンジする仕組みを構築すること、さらには公務員のプロフェッショナルとなるよう業務分野ごとの人材育成にも着目すべきである。

最後に、人口減少の中において職員定数を減らすことだけ考えるのではなく、町の政策に沿って適材適所の人員配置を行うこと、特に町長の人材育成における姿勢を具現化し、トップが自ら牽引していくことで「見える化」され組織が活性化されるものである。5年後、10年後を見据え、まちの将来像「共に築く希望の未来 しあわせを感じる元気まち」の実現のため職員の人材育成が計画的に進められることを期待するものである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、産業厚生常任委員会森哲也委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 森 哲也君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（森 哲也君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、物価高騰が町内産業に与える影響について。(2)、分科会、①、株式会社ナチュラルサイエンス、ナチュラルスキンケア工園ナチュの森視察、②、白老町商工会との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

本委員会は、担当課の説明及び商工会との懇談を行い、物価高騰が町内産業に与える影響についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

本調査を進めるに当たり、令和2年度から実施されている新型コロナウイルス感染症拡大による影響アンケートの調査結果及び白老町新型コロナウイルス感染症経済対策相談サポート事業の成果を調査した。

アンケートの調査結果から、物価高騰の影響を受けている町内事業者は約8割に及び、今後の売上高や生産高の減少が予測される事業者は約5割に達することが分かった。

アンケートの設問項目「前回調査から比較した経営状況」に着目すると、令和4年の夏季から秋季にかけて感染症の規制緩和による人流の増加から回復の傾向が見られていたが、令和5年2月調査では新型コロナウイルス感染症の影響以外にも、原油価格・物価高騰が影響していることが推測できる結果であった。原油価格・物価高騰は事業経営に影響を及ぼすことが懸念され、対応策としては値上げも選択肢の一つであるが、適正な価格としての信用性やブランド価値の構築が前提となる。

また、人材不足も課題となっており、給料を上げた求人でも人材を確保できない状況が続いている。コロナ関連融資の返済も始まり、今後資金繰りの問題が生じる可能性も課題として挙げられた。

物価高騰や光熱費の高騰、円安等の経済情勢が長期化しているだけでなく、新型コロナウイルス感染症への対応も含め、町では農林業事業者や運送事業者を対象に、「一次産業事業者経営支援事業」、「一次産業事業者物価高騰支援事業」、「白老町運送事業者等支援事業」などの経済支援事業を進めてきたほか、経済対策として、「キャッシュレス決済促進事業」、「ウェルカムしらいおいキャンペーン事業」を実施している。

また、課題への対応として、合同企業相談会などの雇用対策、町の融資制度の周知徹底、白老牛やタラコなどのブランド価値向上に向けた取組を行っているほか、SNSの活用や販路拡大、新商品開発といった課題について白老町商工会や事業者の意見を聞きながら事業化を検討している。

委員会意見。

第1に、物価高騰に対する情報の把握・共有を一層確実にする必要がある。

物価高騰は町内産業のみならず、経済や町民生活にも大きな影響を及ぼしていると捉え、少子高齢化、人手不足なども物価高騰につながる要因の一つであると考えられる。こうした情勢下において、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度から現在まで事業者にアンケートを実施し、町内の状況把握に努めていることを評価する一方、情勢変化が大きいため、関係各課がより情報共有、連携強化を図る必要があると考え、政策立案、事業遂行の体制強化のため、横断的な体制づくりをすべきである。

次に、産業が抱える課題解決の在り方を追求し、地域経済の底上げを図る必要がある。具体的には、農業などの人手不足対策としてSNSを活用したマッチングの実施や、空き家を確保し町内に居住する環境整備の促進のほか、インバウンドの呼び込みを強化し、町内周遊の仕組みの構築や、キャッシュレス決済の推進を図るべきである。一方で手数料が負担となっている事業所もあることから、相談体制の構築など地域振興に努めるべきである。

町内産業は新型コロナウイルス感染症により様々な影響を受け、コロナ禍からの復興もまだ道半ばであるが、ウクライナ侵攻や円安などの影響により、物価や光熱費が高騰し経営に甚大な影響を及ぼしているのが調査の結果としても明白である。改めて物価高騰が町内産業に与える影響の危機感を町内事業者と共有し、解決のための財源確保、財政出動も視野に入れた、町

として実効性のある政策立案を早期に実施していくべきであり、それが白老のまちづくりや発展につながっていくと考える。

(2)、分科会。

産業厚生分科会は、株式会社ナチュラルサイエンス(ナチュラルスキンケア工園ナチュの森)の視察及び白老町商工会との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長(松田謙吾君) 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

[広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇]

○広報広聴常任委員会委員長(西田祐子君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、常任委員会、議会報告会の実施に関する事項。(2)、小委員会、①、議会報告会の企画及び運営に関する事項、②、広報及び広聴の調査・研究に関する事項、③、議会広報の編集・発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会報告会の実施及び企画・運営に関する事項、議会広報及び広聴の調査・研究に関する事項、議会広報の編集・発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

白老町議会は、議会報告会として、「議会全体(報告者:議長・副議長)」、「議会運営委員会、総務文教・産業厚生・広報広聴常任委員会(報告者:各委員長・副委員長)」、「政策研究会(報告者:座長・副座長)」の動画を作成し、ユーチューブでの配信を令和3年度から行ってきた。

動画配信により、コロナ禍での議会報告会や懇談会の開催が困難となった中、町民の皆さんに議会や委員会、議員の活動を伝えることができた。

今年の報告会は、各委員会等がそれぞれの立場から工夫を凝らし、4年間の議会活動の総まとめとして作成し、報告した。

今後も一人でも多くの町民の方々が議会活動に関心を持ち、理解していただける機会であり続けることを期待する。

(2)、小委員会。

①、議会報告会の企画・運営。

議会報告会の動画撮影実施に向け、企画・調整を行った。

②、広報広聴の調査・研究。

議会だよりの考え方や編集について研修を行ったほか、議会活動の情報発信のため、広報広聴活動の在り方を確認した。

ア、委員会などの活動では、できるだけ現地調査を取り入れ、議会だよりへの掲載など広報

活動での使用を前提として写真撮影すること。

イ、懇談会や分科会、出前トークなどの実施の際には、参加者を中心に写真撮影を行い、撮影に当たっては、議会だよりやホームページへの掲載など広報活動での使用について承諾を得ておくこと。

ウ、フェイスブックなどSNSの活用方法を明確にするほか、議会中継システムの更新を図るなど効果的な情報発信に取り組むこと。

エ、町民の意見や要望を拝聴する機会である懇談会などの実施の際には、参加者がリラックスして発言できるよう、茶菓子を用意するなど参加者との対話をより深めるための手法を取り入れること。

③、議会広報の編集・発行。

議会だより第184号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎政策研究会の調査報告について（人口減少に対応する政策研究会）

○議長（松田謙吾君） 日程第20、政策研究会の調査報告について、調査結果の報告を求めます。

人口減少に対応する政策研究会大淵紀夫座長。

〔人口減少に対応する政策研究会座長 大淵紀夫君登壇〕

○人口減少に対応する政策研究会座長（大淵紀夫君） 政策研究会の調査報告について。

本政策研究会は、白老町における人口減少に対応する政策研究を終了したので、その結果を次のとおり報告する。

記、1. 設置目的、2. 出席委員、3. 職務のために出席した者の職・氏名、4. 調査日程は、記載のとおりであります。

5. 調査研究の概要。

政策研究会では、若者定住促進及び人口減少に対応する政策研究をテーマとして、人口減少に歯止めをかけ、生産年齢人口の増加及び子育て世代を呼び込むための政策研究に取り組み、大きく3つの視点からの調査研究を進めてきた。それぞれの項目に関する概要は次のとおりである。

（1）、地域おこし協力隊について。

地域おこし協力隊の活動は、多様な視点から本町の特性を生かした地域の活性化が図られることが期待される。そのため、活動環境や支援体制の充実等を図るべきとの視点において、協

力隊員を新規4名、3年間で常時在籍12名に増員すべきと令和3年12月に町へ提言を行ったが、改めて行政との地域課題の共有や町政との連動が不可欠であることなどが課題として挙げられた。

(2)、芸術文化について。

町内の芸術文化の取組においては、世代を超え地域での交流が盛んに行われ、町外からの来訪者なども含め関係人口の創出には大きな効果があり、創作活動における活動拠点としての定住促進にも効果が期待できるものである。

今後の活動においては、町の政策として中長期的な捉えで可能性を追求する必要がある、観光分野においても芸術文化活動の位置づけを具体的に示すことが課題として挙げられた。

(3)、子育て支援について。

出生数の低下が著しい状況において、子育て世代の増加を見込むためにも、子育て環境のさらなる充実が不可欠である。

町内の子育て関係団体との懇談を通じて、本町の子育て環境におけるきめ細かな情報発信の必要性や地域の遊び場の充実などが問題として挙げられた。

これらの課題を解決するための取組について、活発な議論が交わされ、中長期的な取組から早期に実現可能と考えられる取組まで、様々な視点から研究を行ったものであり、検討結果を踏まえ、本研究会として下記の事項を提言する。

6. 研究会としての提言。

(1)、地域おこし協力隊について。

①、活動環境・支援体制の充実。

町の政策課題を踏まえ、担当課と協力隊でビジョンを共有し、制度の見直しや支援体制の充実、さらには町独自の住宅支援等に取り組むべきである。

また、3年後の定着に向けた予算措置や協力隊員の活動旅費等の柔軟な運用を図るべきである。

②、地域課題とのマッチング。

事業承継等において地域活性化を図るためには、町内の各事業者に対し現状把握やニーズ調査等が必要であり、これらに対応する専門人材も確保すべきである。

また、担当課においては、コミュニティナース、地域の祭事や町内会活動の継承、有害駆除対策等の必要とする人材の確保や課題把握に努めるべきである。

③、予算枠の拡大。

人口減少対策における政策立案に当たり、人材確保や担い手対策などの施策において、町の姿勢として協力隊の活用方をさらに徹底すべきである。令和3年12月の政策提言に引き続き協力隊新規4名、3年間で常時在籍12名になるよう採用に努めるべきである。

(2)、芸術文化について。

①、日常での芸術文化活動の充実。

地域活動の支援として、町内の文化団体に要望するウポポイと連携した演奏会等の活動の支援など、町内の文化度の向上に努めるべきである。

②、地域資源を生かした「芸術文化と観光」との連携。

多角的な視野で本町の豊富な地域資源を活用し、関係人口の創出を図るべきである。

また、具体的な取組として、高橋房次氏の精神性を描いた伝記の映画化や仙台藩白老元陣屋における高校生を含めた地域のボランティアガイドの充実と情報発信の拡大を図るべきである。

(仮称)文化観光課の設置や「芸術文化と観光」の連携による町内既存のガイド等の充実や観光DMOの推進を図るべきである。

(3)、子育て支援について。

①、情報発信。

本町の特色ある子育て支援施策等のきめ細かな情報発信に努め、親と子での相対的な視点で長期的に実践すべきである。

②、環境整備。

子育て世代が安心して暮らせるまちの実現のため、学ぶ場や遊ぶ場の環境整備に努めるべきである。親が働く環境があればこそ町の子育て支援が活かされるものであり、出生数の向上に向けて様々な視点で取組を考えるべきである。

7. まとめ。

本研究会では、これまで61回にわたる会議を行い、委員間での議論のほか、行政側との意見交換、町内関係団体との懇談、先進地視察の実施など、様々な視点から、人口減少に対応する政策研究を行ってきた。

その中で若者定住策の検討として、自由討議を重ね政策課題と解決策を探求しながら議論を行い、結果として各メンバーから11項目50事業が提案され、課題整理の視点の一つに地域おこし協力隊の活用を選択肢としたものである。

また、主要な調査として移住定住アンケートの実施や外国人技能実習生の現状調査、地域おこし協力隊との懇談などを実施し、特に移住定住アンケート調査での町外居住者の回答では、約1割が「白老町に住みたい」との意向があると確認できたことは大きな収穫であった。

行政側においても、担当課からの関係資料の提供や町理事者との意見交換等を通じて議論を深めるための取組が進められていることは大いに評価するものであり、本研究会の取組もその一助となったものと自負するところであるが、今後においても、議会と行政が議論を一層深めていくことが重要であり、人口減少対策における施策のさらなる充実を期待するものである。

最後に、二元代表制の一翼を担う「議会」として、多様な町民の思いを受け止め、議論した上で、民意として行政側に意思を提示する「提案する議会」を志向するとともに、「議員」として、今後も政策立案能力の向上や意識改革に努め、町民の負託に応えることが必要不可欠である。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま政策研究会から報告がございましたが、この報告に対して何かご質問がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第21、議長から諸般の報告をいたします。

皆様には要望書1件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎閉会について

○議長（松田謙吾君） 日程第22、閉会についてお諮りいたします。

令和5年白老町議会第1回定例会は、会期を9月30日までとしているところでありますが、付議された案件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第4条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

○議長（松田謙吾君） それでは、一言議長としてのご挨拶を申し上げますと書いておりますから、ご挨拶をいたします。

議会の皆様、それから行政の皆さんのご協力で令和の第1回目の定例会が終わることができましたこと、皆さんのご協力に心から感謝を申し上げます。昭和、そして平成、そして令和、この3時代を私の81年の人生の中の約41年6か月、議会人として、政治家です、進められ、本日を迎えました。この議場も役場も私の1期目から一つも変わっていません。そんな中で、平成のちょうど節目に令和の時代になって、令和の第1回目の議長をこの4年間務めさせていただきました。誠にありがとうございます。さらに、定員が1名減です。14名の定員が13名で特に5年の4月から議会が終わったことに心からお礼を申し上げたいと思います。

いろいろな歴史があると思いますが、この4年間も今までにない、歴史の中で書かれている歴史以外のことがいろいろありました。もちろん令和2年の新型コロナウイルス感染症、世界も日本もこのまちも全てなのですが、これは歴史にないことではないかと思えます。白老町の歴史の中では初めてだと私は思っております。そして、まちの景色が、人の歩く景色がマスクの姿になって、それぞれ慣れないマスクで一つの苦労というものもありました。それから、鶏の感染になって、白老町始まって以来の、白老町は鶏のまちであります、農業の。その中で56万羽ですか、感染になって、いまだに卵不足が続いている。これも白老町の新しい歴史だと、私はこう思っております。五十数年の長い町立病院も議会で議論して議論して、行政と議論して、

この4年間の間に決定したことも、これもまた長い歴史の中で一つの出来事だと、こう思います。

いろいろあるのですが、私の人生の半分、41年間過ごしたのですが、私は一番心に残っている議会の活動の中で、たしか2期目だと思うのですが、ポロトの埋立てが出たのです。アイヌ財団の山丸会長からポロトを一部埋め立てて小屋を造りたいという提案がされて、私一人が反対したのです。駄目だ。やるべきでない。これは自然に残すべきだ。こう言って天下の山丸さんに反対をして、結局はポロトを埋立てしないで終わった。ウポポイができて、あそこに立派な博物館ができて、私は思うたびにあのときのポロトの埋め立てなかったあの議論が胸にいつもこの頃思い出すわけなのです。私もこんな人間ですから様々な反対を随分しました。それは私が反対でなく、町民がこれは反対するだろう、町民のためにならないというものは私は今でも反対を続けているのですが、そんなことで人生81年、議員になって41年6か月になるのですが、この議会がこれから今年は選挙の年であります。どうか皆さん一生懸命頑張って、何もトップを目指さなくてもいいから、14人の中に入るように心から祈っております。そしてまた、行政の皆さんと議論をして夢のある、景色の変わるような白老町を皆さんにつくり上げていただきたい、このように思います。長い間皆さんと共にやれたことを私は人生の胸に大きなお土産として持っているのですが、どうかひとつ皆さん選挙にもう一度頑張って議席を取ってください。祈っています。

長くなりましたけれども、まだ言いたいことはいっぱい詰まっているのですが、議長は私は2回もやらせていただいた。この歴史の中の12人目の議長の拝命を受け、そしてまた13人目の議長に選出されて本当にありがとうございました。皆さんのご検討、ご健康をお祈りして、私のご挨拶といたします。皆さん、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって令和5年白老町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後 0時25分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 貳 又 聖 規

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 西 田 祐 子